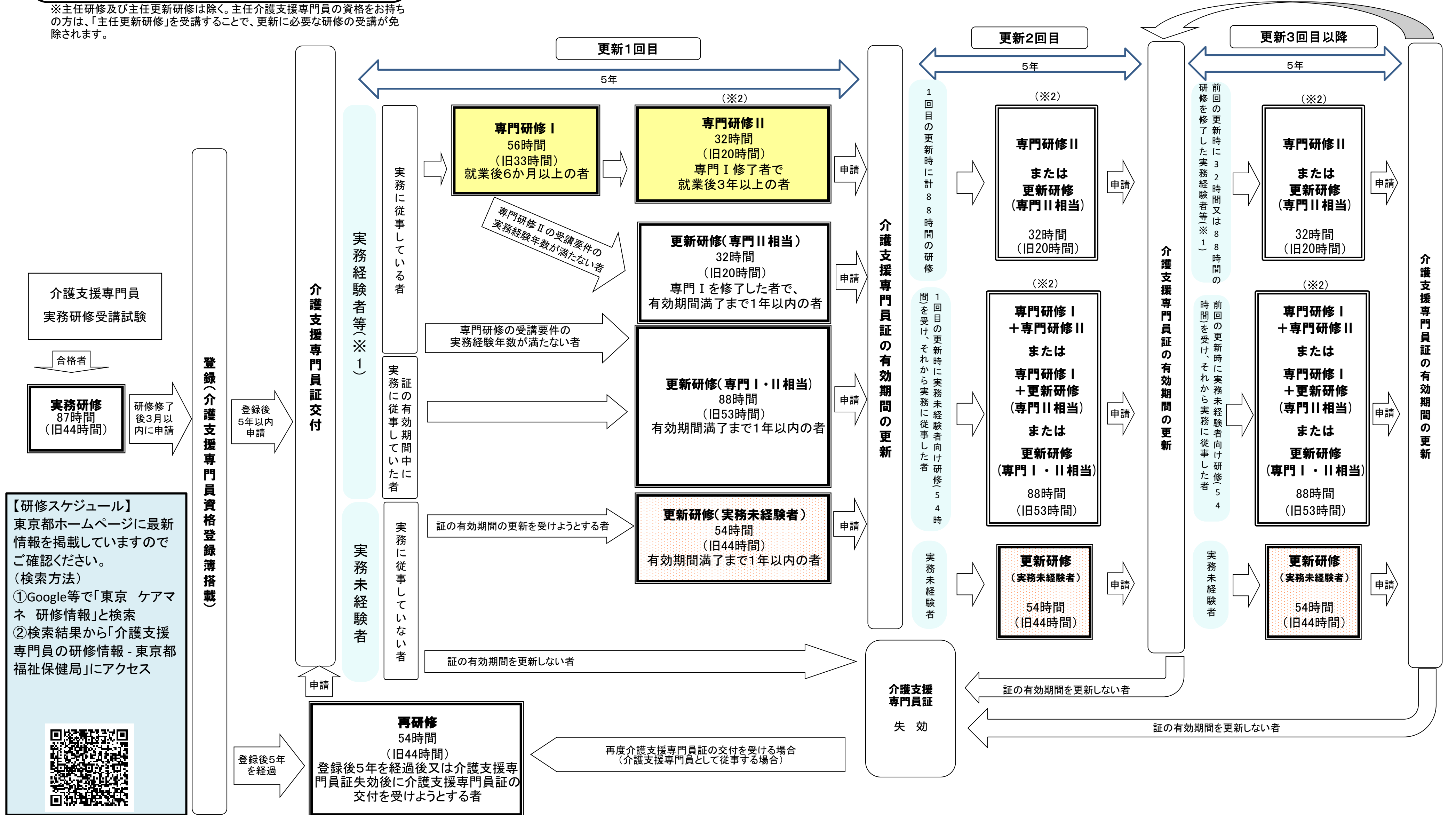


# 介護支援専門員の資格及び研修の体系

※主任研修及び主任更新研修は除く。主任介護支援専門員の資格をお持ちの方は、「主任更新研修」を受講することで、更新に必要な研修の受講が免除されます。



(※1) 実務経験者等とは、介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者をいう。  
 (※2) 次の専門研修の受講要件を満たす場合は、更新研修ではなく専門研修を受講すること。  
 【専門研修 I】研修の募集案内で示される基準日時点で現任(介護支援専門員として実務に従事している。)かつ就業後6か月以上  
 【専門研修 II】研修の募集案内で示される基準日時点で現任(介護支援専門員として実務に従事している。)かつ就業後3年以上  
 \* 現行の介護支援専門員証の有効期間内に旧カリキュラムによる研修を受講している場合は、新しいカリキュラムによる研修を受講する必要はない。  
 (例)旧カリキュラムで専門 I (33時間)を受講した場合、新カリキュラム専門 I (56時間)を再受講する必要はない。